

# 地球温暖化対策 -脱炭素社会の実現に向けて- Vol.15

## 省エネ家電製品などの購入を補助します

資源エネルギー庁では、電気料金に対する全国一律での支援として、ご家庭への支援を最優先した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業」を実施します。この地方交付金を活用して、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器などへの買い換えなどの支援を実施することになりました。

令和4年8月広報誌の地球温暖化対策Vol.4でお知らせしているとおり、家庭における二酸化炭素排出量削減対策では、省エネ家電への買替えが有効です。ご家庭で古い冷蔵庫やエネルギー効率の低い温水器などをご使用の場合には、ぜひこの機会に買替えをご検討ください。

事業の概要は、次のとおりです。

対象家電等	家電：冷蔵庫、冷凍庫、エアコン 高効率給湯器：エコキュート、エコジョーズ、エコフィール ※いずれも家庭用であること
対象家電等の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ基準達成率100%以上の製品であること</li> <li>・令和5年8月1日(火)から12月31日(日)の期間に購入するものであること</li> <li>・新品未使用であること</li> <li>・補助対象者およびその世帯員が南阿蘇村内の住所地で使用するものであること</li> <li>・冷蔵庫、冷凍庫の場合は、買替えであること(リサイクル券写しなどの添付が必要となります)</li> </ul>
補助率	<p>村内業者を利用した場合：3分の1 村外業者を利用した場合：4分の1</p> <p>※設置工事費、配送料、リサイクル料などは補助対象となりません。</p>
補助上限額	家電：5万円、高効率給湯器：10万円
募集期間	令和5年8月1日(火)～12月28日(木)
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本村の住民基本台帳登録者であること</li> <li>・1世帯につき1回限りの申請であること</li> <li>※生計を一にしている場合は複数世帯でも1世帯とします。</li> <li>※家電、高効率給湯器の両方を申請することができますが、1回で申請する必要があります。</li> <li>・世帯員全員に村税などの滞納がないこと</li> <li>・令和6年1月31日(水)までに設置を完了し、領収書などの関係書類を提出すること</li> </ul>

※申請用紙は、村ホームページでダウンロードしていただくか、役場水・環境課窓口でお受け取りください。

※その他詳細要件につきましても、村HPまたは役場水・環境課窓口の案内書類でご確認ください。



村HP